

社会福祉法人遠江厚生園役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人遠江厚生園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第2章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全非常勤理事の報酬総額は、年間73万円以内とする。

2 この法人の全非常勤監事の報酬総額は、年間47万円以内とする。

3 この法人の常勤理事の報酬は、別に定める常勤役員報酬規程の範囲内で、その報酬額は、毎会計年度ごと理事会において決議した額とする。

4 非常勤役員等に対する報酬は、別表1に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

2 役員等が理事会又は評議員会等に出席した場合は、交通費実費を支給することができる。

- 3 役員等が用務のため出張する場合は、別に定める役員出張旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は、当月末に締め切り、翌月10日（当日が土・日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。
- 2 常勤理事の報酬等は、法人職員に準じて支払うものとする。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

- 第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成29年6月21日から施行する。